

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率(国・地方)が、平成26年4月1日から5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度旭市一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 465, 000千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 12, 227, 845千円

【社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

区 分	予算科目			平成30年度 予算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち、地方消費 税交付金(社 会保障財源化 分)
					国・県支出金	地方債	その他		
社会福祉	3 民 生 費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	76,604	15,666		5,902	55,036	3,309
			2.障害者福祉費	1,555,583	1,092,627		11,700	451,256	27,128
		2.老人福祉費	1.老人福祉総務費	85,756	2,794		6,793	76,169	4,579
			2.後期高齢者医療費	734,579	124,732		2,763	607,084	36,496
			3.生活支援費	23,434	0		9,203	14,231	856
			4.介護保険費	700,201	7,803		0	692,398	41,625
		3.児童福祉費	1.児童福祉総務費	927,815	442,631		40,340	444,844	26,743
			2.母子父子福祉費	275,502	95,806		0	179,696	10,803
			3.児童措置費	1,004,042	844,376			159,666	9,599
			4.児童福祉施設費	15,734		10,700		5,034	303
			5.障害児福祉費	123,069	78,801		6,038	38,230	2,298
			6.保育所費	1,136,746	315,116		353,806	467,824	28,125
		4.生活保護費	2.扶助費	725,389	544,041		12,500	168,848	10,151
保健衛生	4 衛 生 費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	2,610,708			8,342	2,602,366	156,448
			2.予防費	223,053	4,310		500	218,243	13,120
			3.母子保健費	68,675	5,408		830	62,437	3,754
社会保険	3 民 生 費	1.社会福祉費	4.国民健康保険費	506,175	314,193			191,982	11,542
		2.老人福祉費	2.後期高齢者医療費	734,579	124,732		2,763	607,084	36,496
			4.介護保険費	700,201	7,803			692,398	41,625
合 計				12,227,845	4,020,839	10,700	461,480	7,734,826	465,000

※人件費、事務費及び基金積立金については除外しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当します。